



平成 27 年 2 月 5 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 憲 郎
(コード番号：6079 東証マザーズ)
問 合 せ 先 経 営 管 理 部 長 畑 直 史
(TEL. 03-5284-8326)

「経営監視委員会」の発足に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 5 日開催の取締役会において、「経営監視委員会」の発足を決議いたしましたので、お知らせいたします。

「経営監視委員会」は、第三者調査委員会から受領した平成 26 年 12 月 12 日付調査報告書及び同年 12 月 18 日付追加報告書を踏まえ、今後の当社の企業風土と経営管理体制のあり方を抜本的に見直す目的で、外部有識者 3 名の構成により、当社取締役会の諮問機関として発足させることといたします。

当社といたしましては、この「経営監視委員会」の指導、助言、監視、監督等を尊重し、再発防止策の実施及びコンプライアンス体制の再構築を通じて、より一層透明性の高い経営を目指してまいります。

記

1. 目的

当社は、当社において会計処理に疑義が生じ、又は、疑義の生じる可能性がある取引等を調査するため、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者調査委員会を設置し、全容解明に向けて鋭意調査を行い、平成 26 年 12 月 12 日に第三者調査委員会から調査報告書を、また平成 26 年 12 月 18 日に追加報告書を受領いたしました。「経営監視委員会」は、第三者調査委員会からの提言を踏まえ、今後の当社の企業風土と経営管理体制のあり方を抜本的に見直すことを目的としております。

2. 機能

今後の当社の経営全般について、全面的に指導、助言、監視、監督等を行っていく。

- (1) 経営体制の整備に係る諮問（組織体制の再構築、取締役会の強化等）
- (2) 再発防止策の実施状況に関する諮問
- (3) コンプライアンス体制の再構築に関する諮問

3. 構成

当委員会は、以下の 3 名の委員により構成します。

- | | | | |
|-----|-------------|---------|--------------|
| 委員長 | ： 弁 護 士 | 日 野 正 晴 | （日野正晴法律事務所） |
| 委員 | ： 弁 護 士 | 水 上 洋 | （水上法律事務所） |
| 委員 | ： 公 認 会 計 士 | 和 田 芳 幸 | （太陽有限責任監査法人） |

委員の略歴は以下の通りです。

(敬称略、順不同)

委員長	日野 正晴 (弁護士)	昭和 36 年 4 月 検事任官 平成 9 年 2 月 名古屋高等検察庁検事長 平成 10 年 6 月 金融監督庁長官 平成 12 年 7 月 金融庁長官 平成 13 年 2 月 弁護士 (現職)
委員	水上 洋 (弁護士)	平成 7 年 4 月 弁護士登録 平成 14 年 6 月 高千穂電気株式会社 (現エレマテック株式会社) 社外監査役 (現任) 平成 21 年 4 月 立教大学法務研究科 特任教授 (～平成 26 年 3 月) 平成 26 年 3 月 GMOクラウド株式会社社外監査役
委員	和田 芳幸 (公認会計士)	昭和 49 年 4 月 クーパースアンドライブランド会計事務所入所 昭和 53 年 9 月 公認会計士登録 昭和 63 年 6 月 監査法人中央会計事務所代表社員 平成 15 年 5 月 同所事業開発担当理事 平成 19 年 8 月 太陽A S G有限責任監査法人 (現太陽有限責任監査法人) 入所、代表社員 (現任)

4. 期間

当社による不正行為等に対する一連の再発防止策の実施及びコンプライアンス体制の再構築が功を奏することとなるまでの一定期間。

(必要に応じて縮小、解散、延長を取締役会の決議に基づき行う。)

5. 運営

経営監視委員会は、月 1 ～ 2 回の定例開催に加え、必要に応じて随時開催する。

6. 発足日

平成 27 年 2 月 5 日

以上